

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
13【介護予防・日常生活支援】					
1	介護予防事業等の効果検証に関する調査研究事業	<p>介護保険制度が創設されてから24年が経過し、制度開始当初(2000年)に218万人であった要介護(要支援)高齢者数は、2024年には708万人へと約3.2倍に増加している。一方で、近年、年齢階級別の要介護認定率は低下傾向にある。この要介護認定率の低下には、人々の生活環境やライフスタイルの変化など様々な要因が考えられるが、自治体を中心に実施されてきた介護予防事業や保健事業等による効果も考えられる。</p> <p>そこで、本事業においては、これまでの介護予防事業等における効果の検証を行い、高齢者の自立に向けた取組をさらに推進するための制度改正・政策立案に必要な知見をとりまとめるとともに、我が国の介護予防に関する取組を国内外に発信するため、以下の検討・作業を行い、報告書に取りまとめる。</p> <p>① 自治体の属性や要介護認定率の統計解析等により年齢階級別要介護認定率の減少等の自立支援に効果が認められた要因を明らかにするとともに、自治体等による具体的な取組内容を同定し(自治体ヒアリング含む)、給付費適正化の観点も含めその効果の程度を検証する</p> <p>② 上記で得られた成果を踏まえ、現状の介護予防の効果的な取組を明らかにするとともに、見直しの方向性を整理する</p> <p>③ 上記で得られた成果を踏まえ、自治体に対するインセンティブ交付金(介護保険保険者努力支援交付金)に係る評価指標へ反映する内容を整理する</p> <p>④ 諸外国への発信に向けた資料を作成する</p>		介護予防や要介護認定に関する研究や取組に精通した研究者・有識者等からなる検討会を設けること。	老人保健課
18【認知症施策】認知症/バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援					
2	地域の関係機関が有する認知症の人に関する情報の共有・連携のあり方に関する調査研究事業	<p>○ 認知症の人ができる限りそれまでの地域生活を継続するためには、企業等(保健医療福祉関連に限らず、金融機関や公共交通機関、小売業など、認知症の人の日常生活・社会生活と関わる様々な企業・団体等)も含め、認知症の人の生活に関わる多様な主体が面的に協働して取り組むことが重要である。</p> <p>○ 本事業では、多様な主体の連携の前提となる情報の共有に着目し、</p> <p>① まず、地域における企業等の情報共有の現状や、</p> <p>② 企業等の情報共有のあり方に関し、認知症の人やその家族、支援者等のニーズやウォンツを把握し、その結果を報告書にまとめる。</p>			認知症施策・地域介護推進課
【介護人材確保対策】					
21【介護人材確保対策】人材確保					
3	海外現地と自治体等の連携による外国人介護人材確保に係る調査研究事業	<p>外国人介護人材を質と量の両面から確保していくことは、非常に重要であり、海外への働きかけを通じて介護人材の確保を積極的に進めていく必要がある。そのため、海外現地の行政機関や学校等との協定を締結し海外現地との連携を強化し、外国人介護人材の確保に取り組む自治体等の実態を把握し、その取組における課題等を整理し、全国に周知していくことは、外国人介護人材確保を進めていく上で非常に有益である。</p> <p>本調査研究事業では、以下の3つの観点から、海外への働きかけを通じた、より効果的な外国人介護人材の確保策について検討する。</p> <p>1. 自治体の取組の実態調査 「海外への働きかけ」、「マッチング」、「定着支援」の観点から、自治体の取組をアンケート調査。その中でも海外現地の行政機関や学校等と協定を締結しているケース、自治体で人材確保の機関を設置・運営しているケース等をピックアップし好事例として周知。外国人介護人材確保策の見える化を図る。</p> <p>2. 自治体等が海外とやりとりしやすい各国言語の資料の作成 海外現地の行政機関や学校等と連携を図る上で、円滑に交渉が進められるよう、各国言語対応の資料を作成する。</p> <p>3. シンポジウムの開催 海外現地と連携を取り、主体的かつ積極的に外国人介護人材の確保に取り組む自治体、事業者等のシンポジウムを開催し、ネットワークを構築。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
27【権利擁護施策】					
4	成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業	<p>○ 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、厚生労働省では、市町村長による成年後見の申立てを可能とするとともに、低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の助成を行っているところであるが(成年後見制度利用支援事業)、今後、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の改正の動向も見定めつつ、成年後見制度利用支援事業をさらに推進等していく必要がある。</p> <p>○ そこで、本事業では、市町村が実施する成年後見申立てや利用支援事業について、以下の調査を実施し、その結果を報告書にまとめる。</p> <p>① 各市町村における市町村長申立て・利用支援事業の実務等に関する課題、ニーズ等</p> <p>② 各市町村における利用支援事業の対象範囲(申立者・類型・資力の有無・対象費用)</p> <p>③ 各市町村における利用支援事業により被後見人に助成した件数、助成金額の状況等</p> <p>④ 当事者団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等</p> <p>⑤ 専門職団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等</p>			認知症施策・地域介護推進課